

飼料自給率の向上

【飼料自給率向上対策 112（208）億円】

対策のポイント

国産飼料の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

（飼料の種類）

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稻などを発酵させたもの）、稻わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりやん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

牛等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大宗が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 耕畜連携粗飼料増産対策事業

飼料作物を生産する耕種農家と利用する畜産農家が密接に連携し、予め両者間で取り決めた計画に基づき、①粗飼料作付田への堆肥の散布、②飼料用米生産ほ場の稻わらの飼料利用、③水田放牧の取組を行う農業者に対し定額を助成します。
また、作付けを行っていない畑等に飼料作物を新たに作付し、当該ほ場に堆肥を散布する取組に対し、単年度に限り、定額を助成します。

〔
耕畜連携粗飼料増産対策事業 1,586(0)百万円
補助率：定額（上限13,000円／10a）
事業実施主体：都道府県段階の事業実施主体
〕

2. 飼料増産総合対策事業

経営高度化を担うコントラクターや食品残さの飼料利用に必要な機械等の導入、高位生産草地への転換等を支援。

- (1) 国産粗飼料の増産を促進するため、粗飼料の広域流通拠点の整備を行うとともに、新たに、高品質・高収量の稻発酵粗飼料の利活用を推進し、コントラクター等飼料生産組織の経営の高度化を支援します。

〔
国産粗飼料増産対策事業 2,399(2,346)百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体
〕

- (2) 地域に適合した牧草等の優良品種の導入や土壤分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地を高位生産性草地等へ転換する取組を支援します。

〔
草地生産性向上対策事業 824(0)百万円
補助率：1／3（10万円／ha上限）等
事業実施主体：民間団体
〕

- (3) 地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ（豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等）の収集や粗飼料（とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等）の生産により、自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業 158(250)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

- (4) 新たに、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の検討等に対して支援します。

また、引き続き、配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携しエコフィードの生産・利用を拡大させる取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 330(663)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

- (5) 飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図るため、**穀米等作物中への農薬残留試験及びこれらを給与した畜産物中の残留試験の取組を支援します。**

飼料用米農薬安全確保事業 441(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

- (6) 奨励品種の選定・普及、飼料作物種子の安定供給や飼料生産・放牧に関する技術の向上の取組及び飼料増産に向けた推進活動を支援します。

飼料増産対策強化推進事業 88(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 強い農業づくり交付金（都道府県型）

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- (1) 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・流通保管のための施設の整備
(2) TMR（完全混合飼料）を核とした地域システムの構築に必要な施設の整備
(3) 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
(4) 水田における飼料作物の作付拡大と国産稻わらの収集・利用体制を確立するための施設の整備
(5) 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設の整備
(6) 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

強い農業づくり交付金（都道府県型）
14,385(24,416)百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

4. 農畜産業機械等リース支援事業のうち産地収益力向上型

産地の収益力を向上させるため、産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

農畜産業機械等リース支援事業のうち産地収益力向上型
2,742(0)百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会

5. 畜産公共事業

(1) 飼料基盤の整備を促進するため、以下の支援を実施します。

① 大型機械化体系に対応した効率的な草地の整備改良を行うとともに、公共牧場の再編整備と周辺農家の草地等の一体的な整備を支援します。

都道府県営草地整備事業(公共) 1,105(2,070)百万円
補助率：50%
事業実施主体：都道府県

② 草地酪農地帯の水質改善と環境保全を行い畜産担い手の育成を図るため、水質汚染防止のための基盤及び施設の整備を新たに支援します。

また、草地整備等事業コスト縮減のための施工技術実証調査事業を新たに実施します。

畜産担い手育成総合整備事業(公共) 3,865(9,271)百万円
補助率：50%、55%等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

③ 中山間地域等生産条件が不利な地域において、未利用の林地、草地等農用地を土地利用体系に再編し、畜産的利用のための整備の促進を支援します。

草地林地一体的利用総合整備事業(公共) 464(790)百万円
補助率：55%等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

(2) 飼料基盤整備等畜産公共事業を補完し、地域の実情に応じた飼料基盤の整備と畜産環境の整備促進を支援するため、飼料基盤活用の促進（強い農業づくり交付金）及び畜産環境総合整備統合補助事業を見直し新たな基盤整備対策を実施します。

草地環境基盤整備対策（強い農業づくり交付金） 562(504)百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：市町村、農協等

(担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直)))